

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 4月 9日

前橋地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 黛 陽 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 5月 7日から 令和 7年 5月15日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 5月20日 午前 9時00分 前橋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年 6月10日 午後 1時00分 前橋地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 7年 5月23日 午前10時00分から 令和 7年 5月23日 午後 5時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 4月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	14,680,000 11,744,000	一括	2,936,000	494,425	70,631
1	3,740,000				
2	2,310,000				
3	8,630,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 前橋市大渡町二丁目
 地 番 2 番 2 2
 地 目 宅地
 地 積 814.77 平方メートル
- 2 所 在 前橋市大渡町二丁目
 地 番 2 番 2 4
 地 目 宅地
 地 積 503.28 平方メートル
- 3 所 在 前橋市大渡町二丁目 2 番地 2 4、2 番地 2 2
 家屋 番号 2 番 2 4
 種 類 倉庫
 構 造 鉄骨造珪鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 638.72 平方メートル
 2 階 642.88 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 2月18日

前橋地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 黛 陽 子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受への参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 所 在 | 前橋市大渡町二丁目 |
| | 地 番 | 2番22 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 814.77平方メートル |
| 2 | 所 在 | 前橋市大渡町二丁目 |
| | 地 番 | 2番24 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 503.28平方メートル |
| 3 | 所 在 | 前橋市大渡町二丁目 2番地24、2番地22 |
| | 家屋 番号 | 2番24 |
| | 種 類 | 倉庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 638.72平方メートル |
| | | 2階 642.88平方メートル |

令和6年(ケ)第101号
令和6年9月13日受理
令和6年11月11日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所

執行官 齋 藤 公 秀 ㊞

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 前橋市大渡町二丁目 |
| | 地 番 | 2 番 2 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 814.77 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 前橋市大渡町二丁目 |
| | 地 番 | 2 番 2 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 503.28 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 前橋市大渡町二丁目 2 番地 2 4、2 番地 2 2 |
| | 家屋 番号 | 2 番 2 4 |
| | 種 類 | 倉庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造珪鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 638.72 平方メートル
2 階 642.88 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	群馬県前橋市大渡町二丁目 2 番地 2 2 (住居表示未実施)		
土地	物件 1、2		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1、2) ☐ 公衆用道路 () ☐ 宅地 (物件)		
形状	☒ 概ね公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 物件 1 の北西側に鋼製の看板がある (写真①参照)		
建物	物件 3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類: ☐ ある 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 倉庫 として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者代表者)	1 私は債務者兼所有者である会社の代表者です。 2 2年くらい前に会社の業務を休止しました。 3 冷蔵庫や洗濯機を中心とする家電製品のリサイクル業を営んでおり、本件建物は倉庫として使用していました。 4 現在も数百台の家電製品を格納しています。 運搬用エレベーターが壊れていることもあり、処分や移動はできない状況です。 5 数か月前の台風による被害で2階と屋上階の壁に穴があき（写真②参照）、そこからハトがたくさん入り込んでしまいました。 2階の床が鳩のフンでかなり汚れてしまっています。 6 運搬用エレベーターは、専門業者に見てもらったところ修理は不可能とのことでした。今あるものを撤去して新しいものを入れると1千万円以上かかると言われました。 7 敷地内においてあるトラックは車検も切れていて動きません。 支払いが完了しておらず所有権はまだ売主にあるので、売主が回収するはずです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見

■以下のとおり

1 本件各物件の状況

土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。

2 建物の状態

- (1) 1階の洋室は、それぞれ家具等の展示用に設置されたもので、独立した居室としての機能はないものと思われる。
- (2) その他建物の状態や使用状況については、関係人の陳述及び添付した写真を入念に参照されたい。

3 調査の経緯等

- (1) 10月10日に立入調査を実施したい旨の事務連絡を投函したところ、Aから日程変更の申出があった。
- (2) 日程を再調整し、10月18日に元従業員B立ち合いの下で立入調査を実施した。

4 売却対象範囲

- (1) 本件建物は、登記上の種類も実際の用途も「倉庫」であり工場抵当法第1条の「工場」には該当しないため、建物内に存在する動産類に抵当権の効力は及ばない。したがって、本件建物内に残置されている全ての動産は売却対象外となる。
- (2) 物件1北西側にある鋼製の看板(写真①参照)は、土地の定着物といえるため売却の対象となる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年9月26日(木) 13:40-14:00	前橋地方法務局 本局	☒ 隣地登記事項証明書交付申請 ☒ 本件土地上の登記建物(本件建物以外)不存在確認
令和6年9月26日(木) 14:10-14:20	前橋市役所	☒ 家屋平面図交付申請 ☒ 土地家屋現況図交付申請
令和6年9月27日(金) 12:35-12:55	物件所在地	☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 境界確認 ☒ 事務連絡投函 ☒ 写真撮影
令和6年10月18日(金) 10:35-11:10	物件所在地	☒ 物件調査 ☒ 立入調査 ☒ 境界確認 ☒ 評価人同行 ☒ 写真撮影 ☒ Bから聴取
令和6年11月7日(木) 16:30-16:40	執行官室	☒ Aから電話聴取
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を
同行して臨場した。

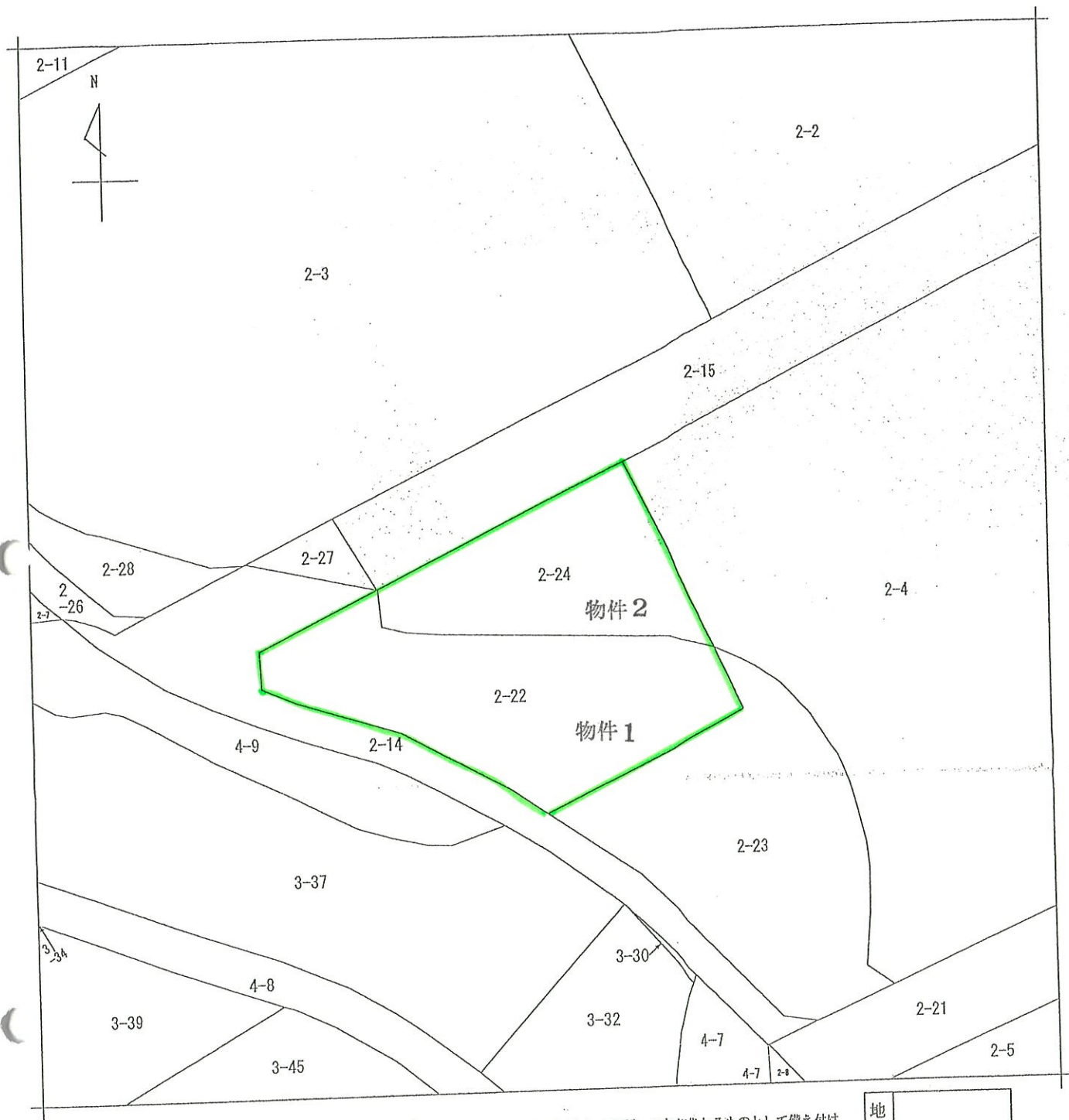
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解
錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☒ 令和6年10月18日 評価人同行

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
大渡町2丁目

請 求 部 分	所 在	前橋市大渡町二丁目			地 番	2番24			
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分		座標系 番号又 は記号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	昭和50年6月9日			備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3をA4に縮小

令和6年8月16日
前橋地方法務局
登記官

請求番号：15-1
(1/1)

(6 枚目)

登記年月日：平成2年3月20日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年8月20日 前橋地方支庁

登記簿

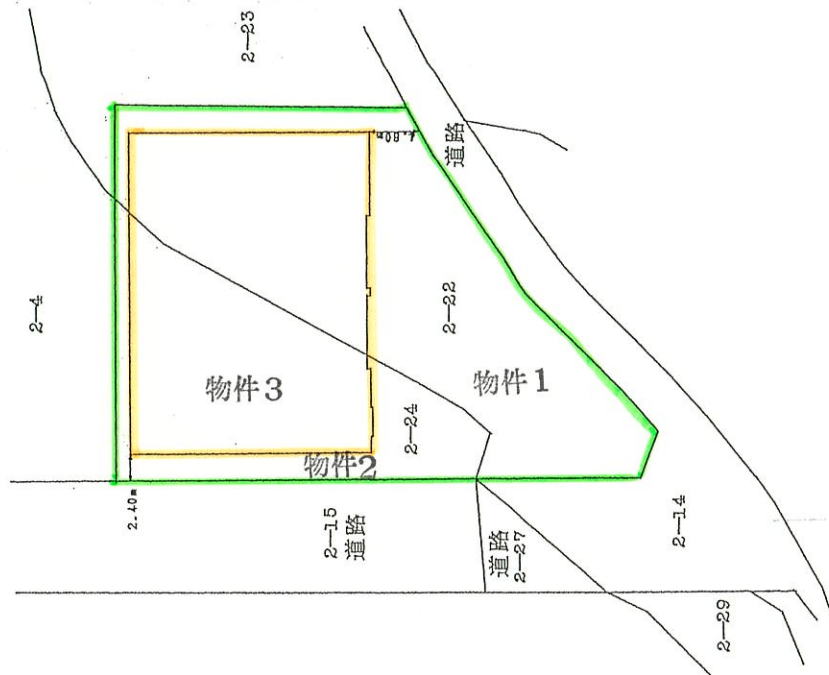
(7 枚目)

建物図面

家屋番号 2-24

建物の所在 前橋市大宮町二丁目 2-24, 2-22

2066549



平成 2 年 3 月 20 日

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/

土地家屋調査士

作製者

作製年月日 平成 2 年 3 月 19 日

(群馬土地家屋調査士会)

A3をA4に縮小

(1/2)

請求番号：31-1

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年8月20日 前橋地方方法務局

登記書

(8 枚目)

A3をA4に縮小

請求番号：31-1

(2/2)

建築物平面図

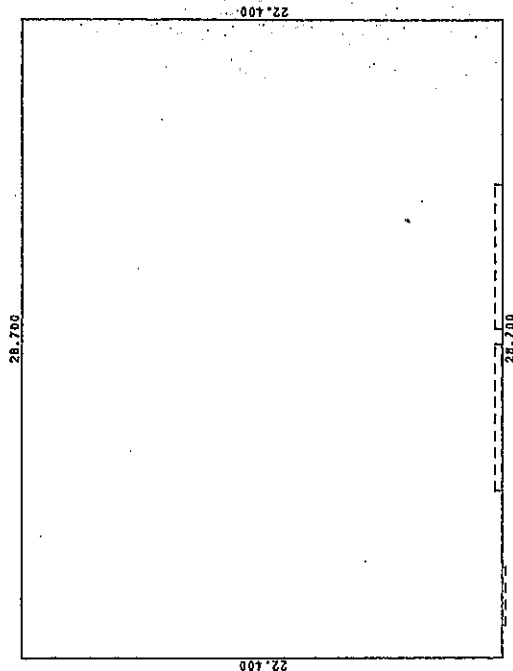
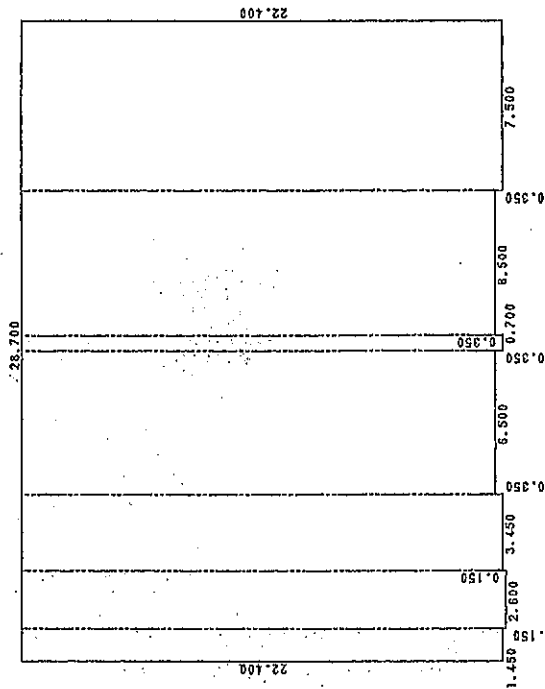
家屋番号 2-24

建築物の所在 前橋市大渡町二丁目 2-24, 2-22

2 階

2066550

1 階



求積表
22.400 X 28.700 = 642.680000
面積 642.68 m²

求積表
22.400 X 1.450 = 32.480000
22.550 X 2.500 = 56.375000
22.400 X 3.450 = 77.280000
22.050 X 6.500 = 143.325000
22.400 X 0.700 = 15.680000
22.050 X 6.500 = 143.325000
22.400 X 7.500 = 168.000000
合計 838.720000
面積 838.72 m²

作製者 土地家屋調査士
作年月日 平成 2年 3月 19日

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/250

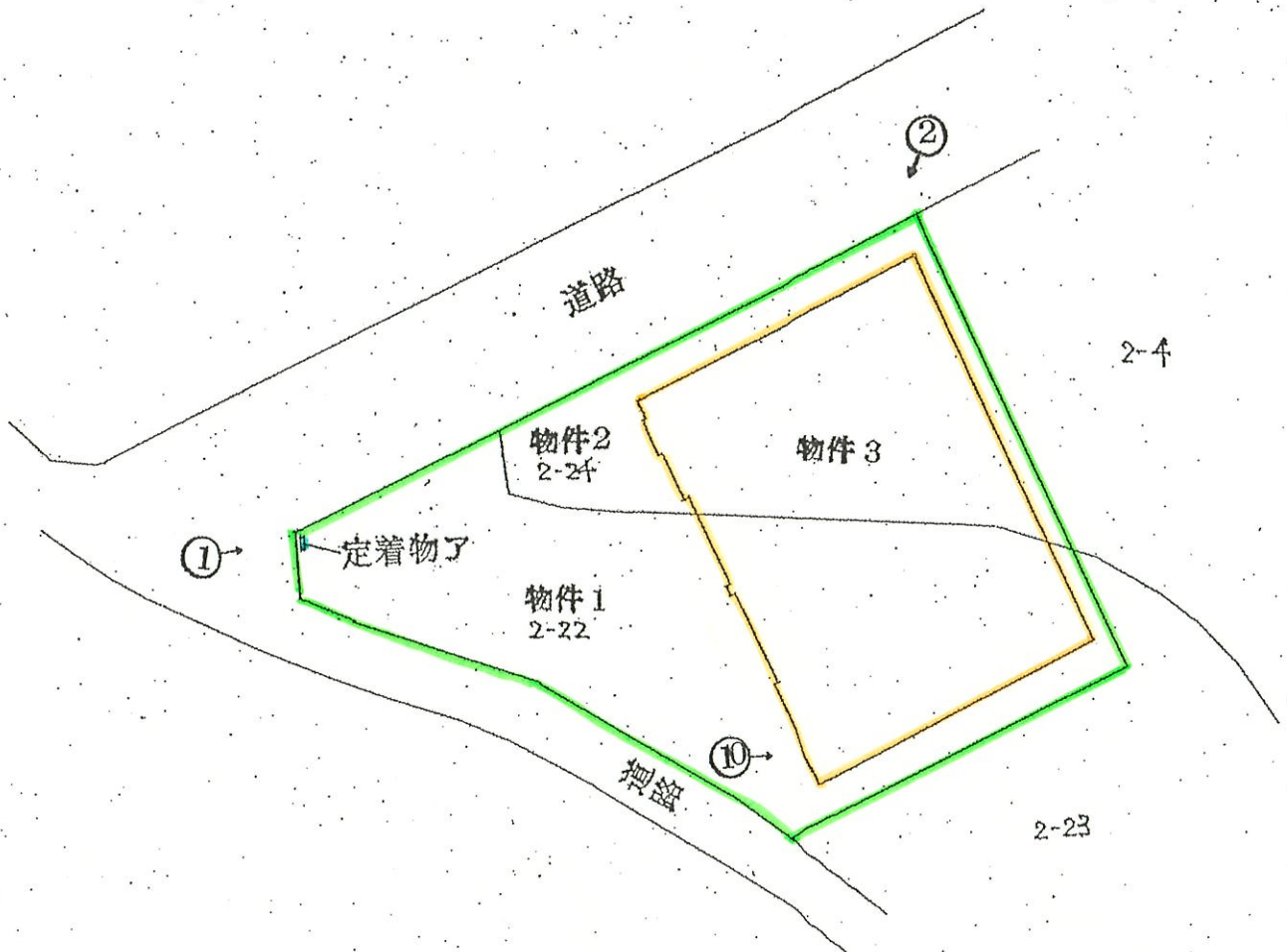
(群馬土地家屋調査士会)

平成 2年 3月 20日

土地建物位置関係図



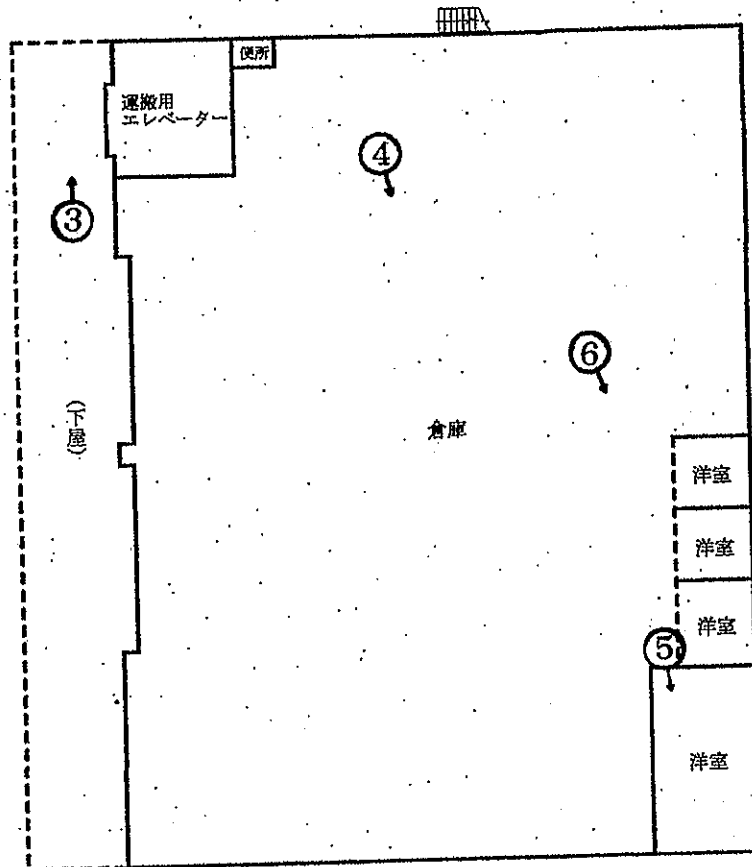
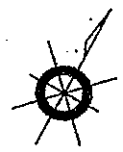
S=1:500



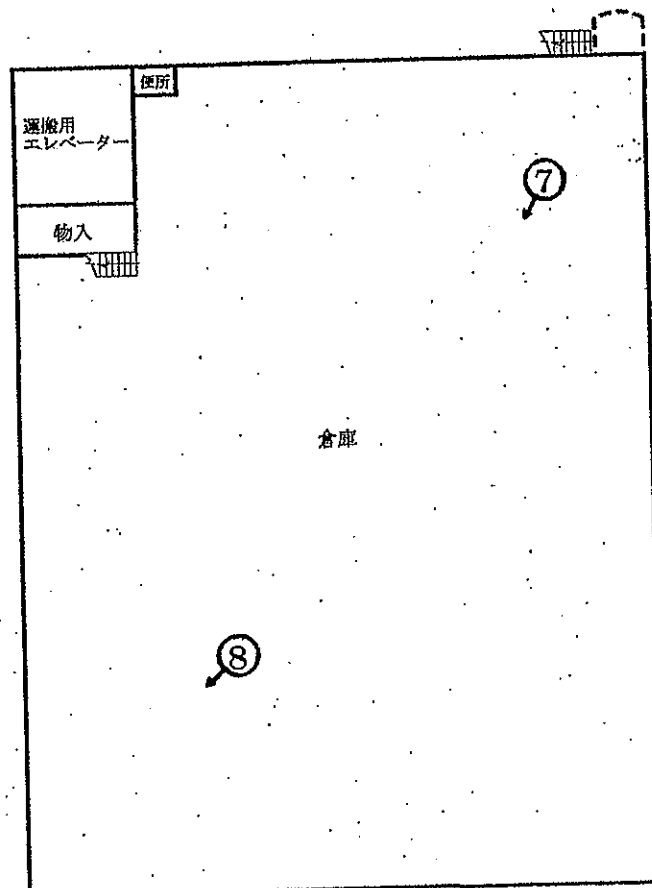
←○ 写真撮影位置・方向

当該図面は現地概測等に基づき作成したものであり、実測図ではありません。

間取図

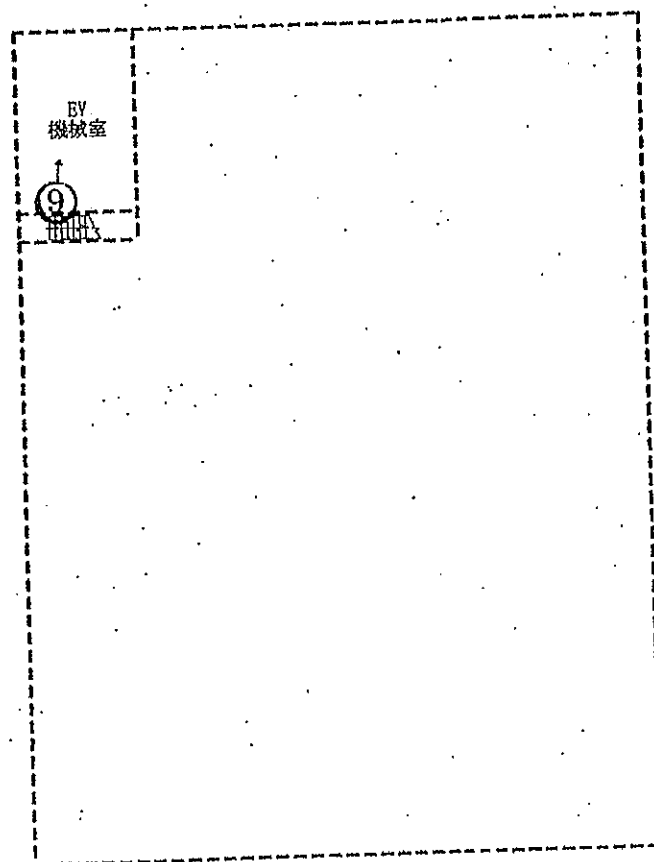


1階



2階

間 取 図



(屋上階)

←○写真撮影位置・方向



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩

令和 6 年 (ケ) 第 101 号
令和 6 年 10 月 18 日 現 地 調 査
令和 6 年 11 月 12 日 評 価
評価書番号 第 3716 号

前橋地方裁判所民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

田 中 聡 一 印

第1 評価額

一 括 価 格		
金 14,680,000 円		
内 訳 価 格		
物件1	(土地)	金 3,740,000 円
物件2	(土地)	金 2,310,000 円
物件3	(建物)	金 8,630,000 円

- 1 一括価格は、物件1～3 の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 土地の内訳価格は地上建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	前橋市大渡町二丁目 2番22 宅地 814.77 m ²	同左
2	所在地 地番 地目 地積	前橋市大渡町二丁目 2番24 宅地 503.28 m ²	同左
3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	前橋市大渡町二丁目 2番地24、2番地22 2番24 倉庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 638.72 m ² 2階 642.88 m ²	同左
番号	特記事項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～2）

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～2）

位置・交通	J R上越線新前橋駅の北方道路距離約2.4 k m (別添「位置図」参照)				
付近の状況	中小工場、倉庫が建ち並ぶ河川に近い工業地域。周辺街路の状態は普通、中心地・主要施設等への接近性はやや劣る。地勢は南向き微傾斜で起伏はない。地域に特段の変動要因はなく、当面は現状維持傾向で推移すると見込まれる。				
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 工業専用地域 60 % 200 % — 前橋市景観条例 都市機能誘導区域外 居住誘導区域外 (河川区域線から20mまで) 河川保全区域 ハザードマップ該当なし			
画 地 条 件	地 積 : 間口・奥行 : 形 状 : 接道状況 : そ の 他 :	1,318.05 m ² 北西 側間口約 50 m、奥行約 33 m 台形地 角地 画地内はほぼ平坦、西側はアスファルト舗装されているが、中央に舗装が剥がれている部分が見られる。 南西側道路は南向きに微傾斜している。			
接面道路の状況	北西側幅員約10.0m舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）とほぼ等高～約0.2m高く接面し、南西側幅員約4.0m舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）とほぼ等高～約1.1m高く接面する角地。				
土地の利用状況等	対象地				
	範 囲		利用状況	占有者	土地利用権等
	物件1 物件2	814.77 m ² 503.28 m ²	物件3建物敷地 物件3建物敷地	土地所有者 土地所有者	法定地上権 法定地上権
供給処理施設	目的外建物	なし			
	水 道 :	あり			
	ガス配管 :	なし			
	下 水 道 :	あり			
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。				

特 記 事 項	最先担保権設定時に物件3建物は存在し、所有者は同一であるので物件1及び2土地全体に法定地上権が成立する。 次のとおり定着物が所在している。 定着物ア …… 物件1北西側端部 鋼製 看板 約1.80㎡ 物件1北西側端部に植栽がある。 画地南側に家電製品等の動産類が残置されている。 画地南側境界付近及び南西側境界付近にコンクリート擁壁が設置されているが、調査時における目視では崩壊の危険性・修繕の必要性は認められない。 前橋土木事務所施設管理係での聴取によると、南西側道路の向かい側境界が河川区域線となっている。河川保全区域内において、土地の形状の変更、工作物の新築又は改築等に当たっては、河川法第55条の許可が必要である、とのことである。 本件土地に周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 土壤汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出はない。また、土地の登記記録によると市街地開発事業により宅地化された土地であったと思料される。よって、土壤汚染の端緒は確認できなかった。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成2年1月28日 新築 経過年数：約 30 年以上 経済的残存耐用年数：約 0 年（ほぼ満了している。）
仕様	構造：鉄骨造 屋根：亜鉛メッキ鋼板葺 外壁：サイディング等 内壁：クロス、板張、サイディングあらわし等 天井：鋼板あらわし等 床：塗装コンクリート、カーペット、フローリング等 設備：電気、電動シャッター、運搬用エレベーター、衛生等 その他：
床面積（現況）	1階 638.72 m ² 2階 642.88 m ² 延 1,281.60 m ²
現況用途等	現況用途：倉庫 間取り：別添「間取図」参照
品等	やや劣る
保守管理の状態	相当に劣る
建物の利用状況	建物所有者が倉庫として占有している。
特記事項	建物内に家電製品等の大量の動産類が残置されている。 立会人への聴取によると、運搬用エレベーターについては故障している、とのことである。 1階南側下屋の外壁、2階北側階段の上の外壁及び屋上階機械室の北西側及び東側の外壁に破損が見られる。 2階及び屋上階機械室にはハトが侵入しており、室内には大量の糞が見られる。買受人は留意する必要がある。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1及び2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地 価格(円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ		建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
			利用状況	㎡		
1	23,300	0.90	物件3建物敷地	814.77	0.90	15,377,000
2	23,300	0.90	物件3建物敷地	503.28	0.90	9,498,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 前橋9-1

公示価格 23,000 円/㎡ × 時点修正 101.5 / 100 × 標準化補正 100 / 100 × 地域格差 100 / 100 = 標準画地価格 23,300 円/㎡

- ◇ 時点修正 : 公示価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。
- ◇ 標準化補正 : 標準的
- ◇ 地域格差 : 街路・交通接近・環境・行政的条件格差等を考慮した。

イ 個別格差

1・2 : 0.90 形状劣る、角地、高低差あり、一部河川保全区域の指定あり、植栽等含む

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3 (主)	90,000	1,281.60	0.020	2,307,000

ウ 現価率（減価修正）

物件番号

耐用年数に基づく方法

観察減価法

現価率

(定額法)

(定率法)

3 (主) : $[1 - \{(1 - 5.0\%) \times \{30 / (30 + 0)\}\} + (5.0\%)^{\{30 / (30 + 0)\}}] / 2 \times (1 - 0.60) = 0.020$

観察減価 : 管理の状態、内部の損傷の状態等を考慮して上記の通り査定

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア		土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
	利用状況				
1	物件3建物敷地	15,377,000	0.55	法定地上権	8,457,000
2	物件3建物敷地	9,498,000	0.55	法定地上権	5,224,000
土地利用権等価格 (合計)					13,681,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を上記のとおり判定し、その割合を0.55と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	15,377,000	-8,457,000		0.90	0.60	3,740,000
2	9,498,000	-5,224,000		0.90	0.60	2,310,000
3	2,307,000	+13,681,000	-	0.90	0.60	8,630,000
一括価格 (合計)						14,680,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 敷地内に大量の動産類があることによる流通性低下を上記の通り査定した。

オ 競売市場修正： 第2の評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮の上、上記のとおり査定

第6 参考価格資料

地価公示価格 : 前橋 9 - 1
所 在 : 前橋市大渡町1丁目23番15
価 格 : 23,000 円/㎡
位 置 : JR上越線新前橋駅の北方道路距離約2.9km
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 3,243 ㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 南西 10.0 m 市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域、工業専用地域
(建ぺい率 60 %、容積率 200 %)
地 域 の 概 要 : 中小規模の工場、倉庫等が建ち並ぶ工業団地

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 土地建物位置関係図
- 4 間取図

位置図



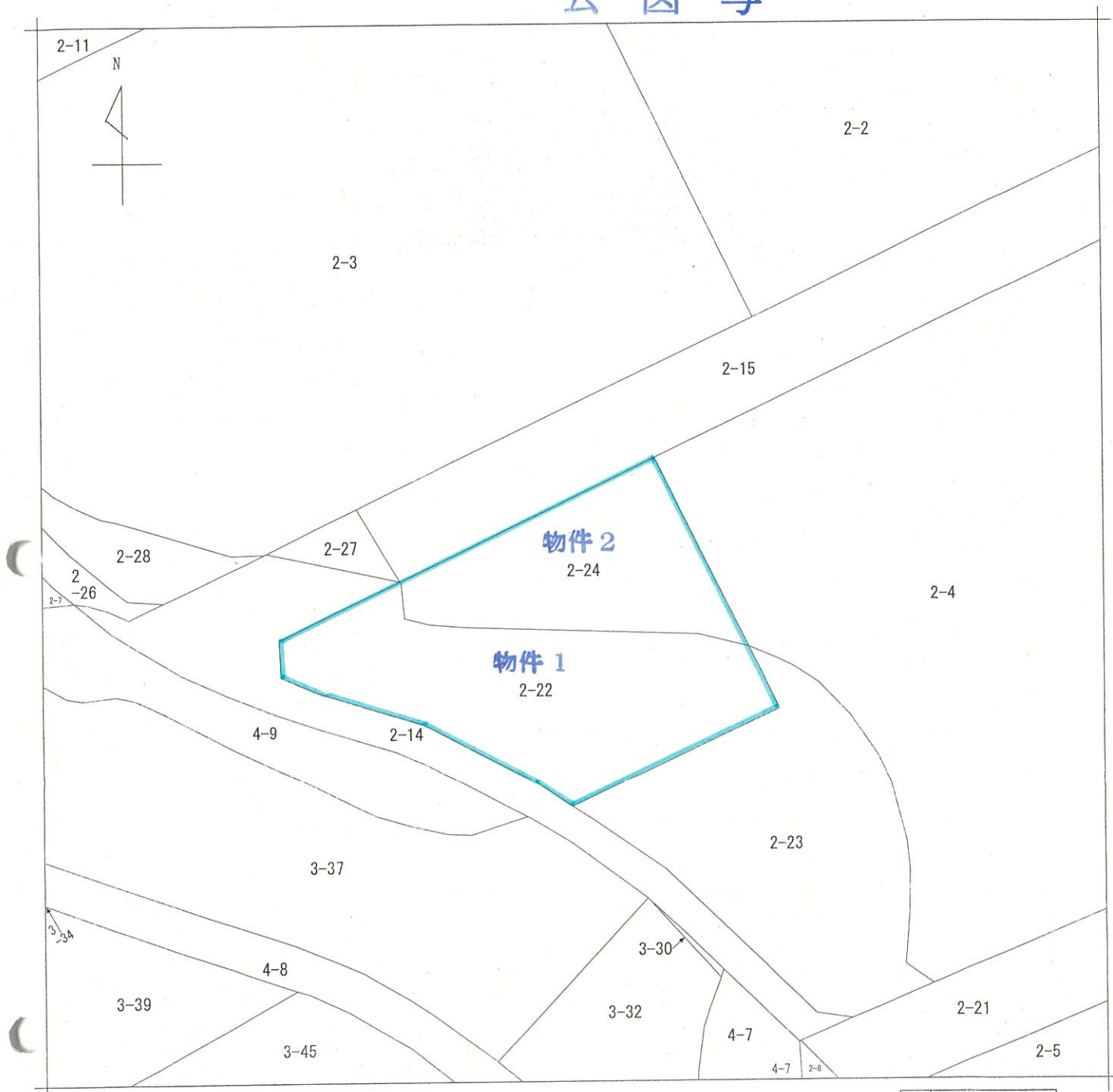
S = 1:25,000

(公) 9 - 1

対象物件



公 図 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
大渡町2丁目

請 求 部 分	所 在	前橋市大渡町二丁目				地 番	2番24			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座 標 系 又 座 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	昭和50年6月9日				備 付 年 月 日 (原 図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年8月16日
前橋地方法務局
登記官

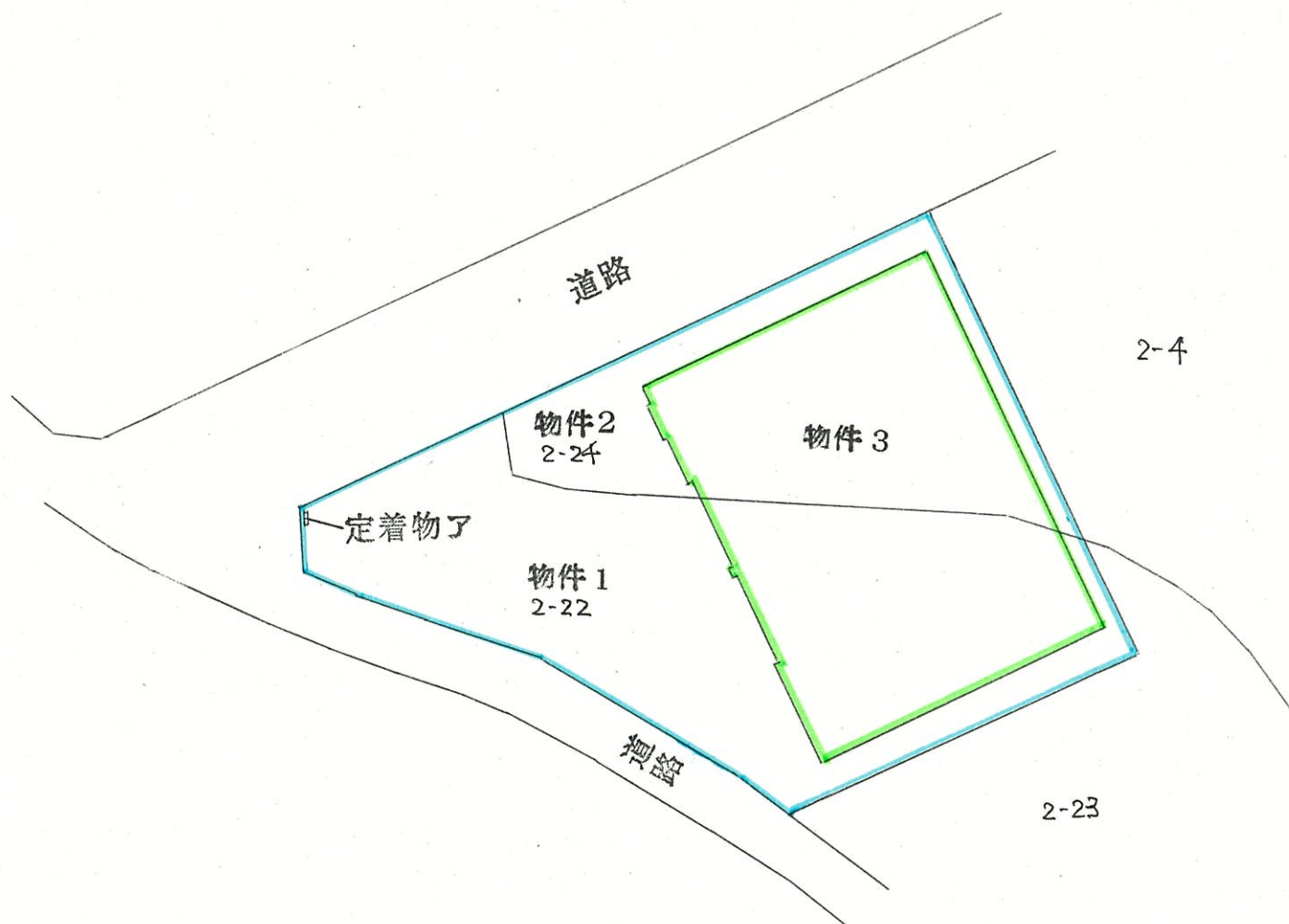
請求番号：15-1
(1/1)

A3をA4に縮小

土地建物位置関係図

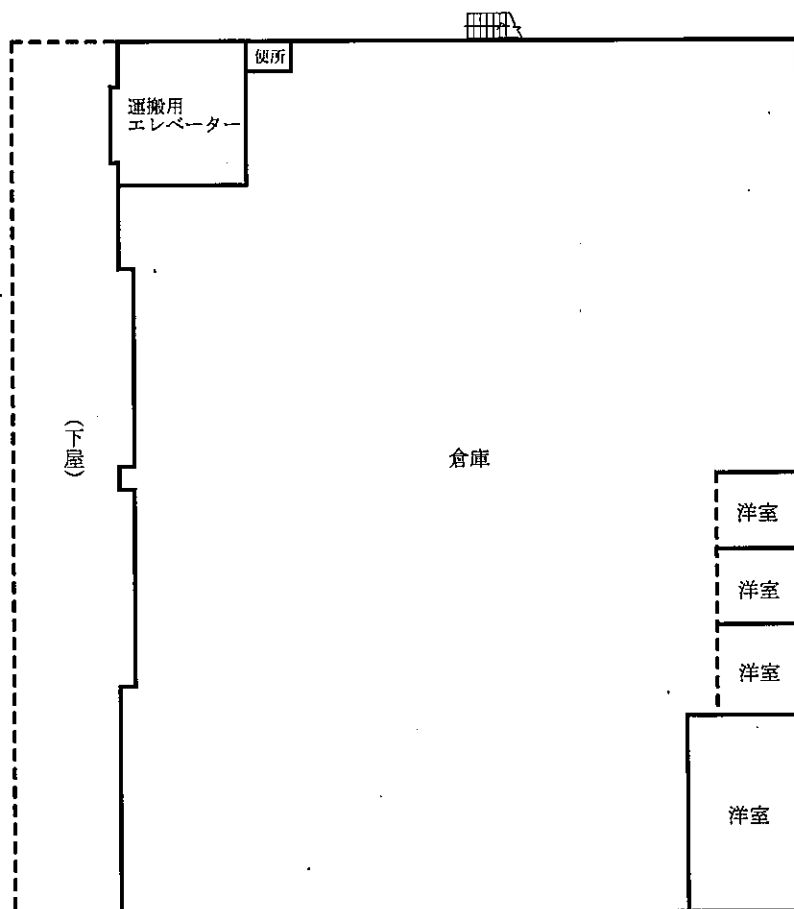
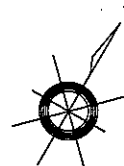


S=1:500

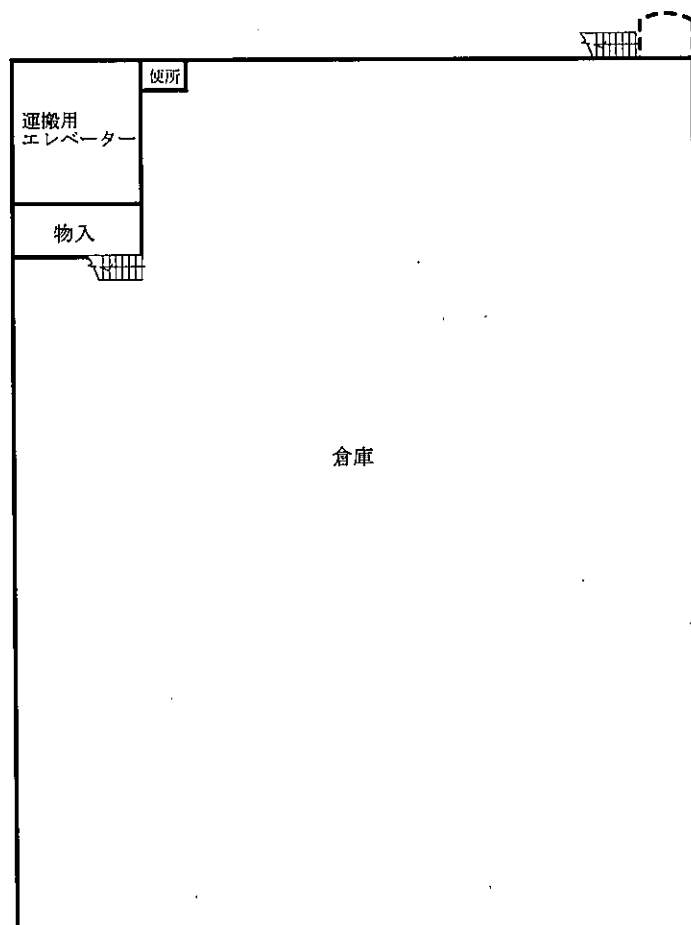


当該図面は現地概測等に基づき作成したものであり、実測図ではありません。

間 取 図

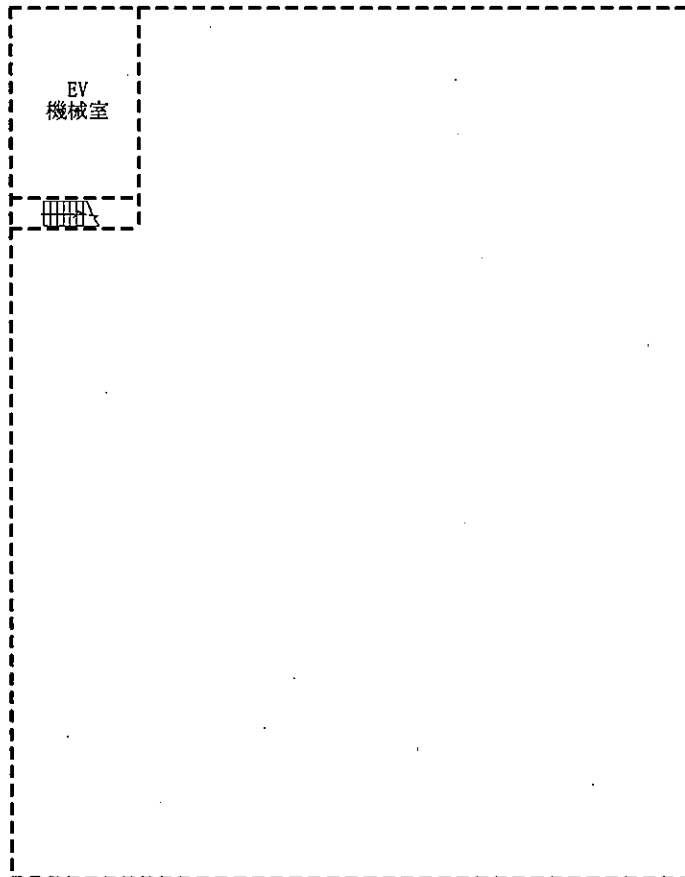
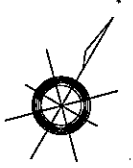


1 階



2 階

間 取 図



(屋上階)